

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者（以下「森林所有者等」という。）の住所が不明なので、同法第 189 条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成 20 年 2 月 22 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について
- 2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示（平成 20 年 2 月 5 日付鳥取県告示第 47 号）の内容

（告示の内容）

- (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

白岩 浪子	八頭郡智頭町大字八河谷字モツブチ山 400 の 2 (次の図に示す部分に限る。)
白岩 朗	八頭郡智頭町大字八河谷字モツブチ山 404
〃	八頭郡智頭町大字八河谷字小柳谷 405
綾木 帛藏	八頭郡智頭町大字八河谷字小柳谷 406
綾木 教友	八頭郡智頭町大字八河谷字小柳谷 406 の 1
白岩 博	八頭郡智頭町大字八河谷字小柳谷 407
綾木 りん	八頭郡智頭町大字八河谷字小柳谷 408
綾木 虎藏	八頭郡智頭町大字八河谷字タテサコ 422
〃	八頭郡智頭町大字八河谷字タテサコ 423 の 2
綾木 まつ	八頭郡智頭町大字八河谷字タテサコ 427
白岩 新蔵	八頭郡智頭町大字八河谷字タテサコ 428
〃	八頭郡智頭町大字八河谷字柳谷東平 449 の 1
〃	八頭郡智頭町大字八河谷字柳谷東平 449 の 2
白岩 浪子	八頭郡智頭町大字八河谷字柳谷東平 450 の 1
白岩 朗	八頭郡智頭町大字八河谷字柳谷東平 459 の 2
綾木 逸夫	八頭郡智頭町大字八河谷字柳谷東平 462
白岩 新蔵	八頭郡智頭町大字八河谷字小谷山 481
綾木 隆久	八頭郡智頭町大字八河谷字コタノ谷 505 の 1
白岩 博	八頭郡智頭町大字八河谷字綾木谷山 509 の 1
綾木満洲男	八頭郡智頭町大字八河谷字綾木谷東平 531 の 1
〃	八頭郡智頭町大字八河谷字綾木谷東平 531 の 2
白岩 博	八頭郡智頭町大字八河谷字綾木谷東平口 536 の 1

白岩 新蔵	八頭郡智頭町大字八河谷字綾木谷東平口 542 の 1
〃	八頭郡智頭町大字八河谷字綾木谷東平口 542 の 2
〃	八頭郡智頭町大字八河谷字トソフ平 545
〃	八頭郡智頭町大字八河谷字トソフ平 547
綾木 秀人	八頭郡智頭町大字八河谷字トソフ平 549 の 1
〃	八頭郡智頭町大字八河谷字トソフ平 550 の 2
白岩 鉄蔵	八頭郡智頭町大字八河谷字トソフ平 553 の 1
白岩 新蔵	八頭郡智頭町大字八河谷字トソフ平 561
〃	八頭郡智頭町大字八河谷字トソフ平 562
白岩 朗	八頭郡智頭町大字八河谷字カンマチロ 580
〃	八頭郡智頭町大字八河谷字カンマチロ 585
綾木 和夫	八頭郡智頭町大字八河谷字ツ々谷 588 の 1
〃	八頭郡智頭町大字八河谷字ツ々谷 588 の 3
〃	八頭郡智頭町大字八河谷字ツ々谷 595 の 1
〃	八頭郡智頭町大字八河谷字ツ々谷 595 の 2
綾木 教友	八頭郡智頭町大字八河谷字ササコ 598
綾木 秀人	八頭郡智頭町大字八河谷字ササコ 601
〃	八頭郡智頭町大字八河谷字ササコ 602 の 1
綾木立三郎	八頭郡智頭町大字八河谷字ササコ 611 の 3
白岩 新蔵	〃
白岩 傳蔵	〃
白岩 綾子	八頭郡智頭町大字八河谷字ササコ 612 の 1
〃	八頭郡智頭町大字八河谷字ササコ 613 の 1
白岩 新蔵	八頭郡智頭町大字八河谷字横掛平 630
白岩 博	八頭郡智頭町大字八河谷字横掛平 636 の 1
〃	八頭郡智頭町大字八河谷字横掛平 636 の 2
白岩 新蔵	八頭郡智頭町大字八河谷字迎ヒ 642
〃	八頭郡智頭町大字八河谷字迎ヒ 649
綾木富士男	八頭郡智頭町大字八河谷字岩尾平 664 の 1

(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、智頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。)

3 通知の掲示場所 智頭町役場

4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課